修正動議と書面投票の取扱いおよび株主総会決議の成立時点

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 10 月 17 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ネ）第 1603 号
【事 件 名】 株主総会決議不存在確認等請求控訴事件（アドバネクス事件）
【裁 判 結 果】 一部却下、一部請求棄却（上告受理申立て）
【参 照 法 令】 会社法 309 条・310 条・830 条・831 条
【掲 載 誌】 金判 1582 号 30 頁、資料版商事 429 号 78 頁

LEX/DB 文献番号 25564597

事実の概要

Y_1社（株式会社アドバネクス（被告・被控訴人＝控訴人））は、東証一部に上場する会社であり、X（原告・控訴人＝被控訴人）は、同社の平成 30 年 6 月 21 日開催の定時株主総会（以下「本件総会」という）まで代表取締役を務めていた者である。Y_1社は、同月 5 日に、その株主に対し、X、A、B、C（以下これら 4 名を「Xら」という）、Y_2、DおよびEの 7 名を取締役に選任する旨の議案（以下「本件会社提案」という）を記載した招集通知を発した。Y_1持株会（以下「本件持株会」という）はY_1社の取引先を会員とする持株会であり、Oが理事長であった。本件持株会は、本件持株会会員に対し、本件会社提案について特別の指示を与える場合には書面をもって知らせること、賛成の場合は連絡の必要のないことなどを通知した。本件持株会は、本件会社提案について賛成とする旨の電子投票を行った。同様に、Y_1社の株主であるP社（銀行）およびQ社（生命保険会社）は、それぞれY_1社に対し、本件会社提案に賛成する旨の書面投票（書面による議決権行使）を行った。

Oは、本件総会において、本件会社提案の審議に入った際に、Y_2、D、E、F、GおよびH（以下F、GおよびHの 3 名を合わせて「Fら」という）の 6 名を取締役に選任する旨の動議（以下Xら 4 名に代えてFら 3 名を取締役に選任する旨の動議を「本件修正動議」という）を行った[1]。そこで、議場を閉鎖した上で、本件会社提案と本件修正動議について投票することになった。その際、議長であるY_2は、本件会社提案に賛成する株主は、本件修正提案に反対の投票をするよう説明した。Oは、本件持株会が保有する議決権につき、Xらについて反対、本件修正動議について賛成として行使した。他方で、入場していたQ社の担当者は、投票用紙を提出せず、またP社の担当者Rは、Y_1社の担当者に対し、傍聴に来ているだけである旨を説明し、何も記載せずに投票用紙を渡した。本件総会は投票の集計に時間を要したため、いったん中断し、会場を移して継続された。再開された直後、OおよびSによる動議により、Y_2に代わって議長に就任したSは、本件修正動議が可決された旨を発言した（以下「本件決議」という）。

このような事実関係において、Xは、主位的に、①XらがY_1社の取締役の地位を有することの確認、および②本件決議に重大な瑕疵があるとしてこれが不存在であることの確認（会 830 条 1 項）を求めるとともに、予備的に、③本件決議の方法に取消事由があるとしてこれの取消し（会 831 条 1 項 1 号）を求めて、訴えを提起した。原判決（東京地判平 31・3・8 金判 1574 号 46 頁）[2]は、本件修正動議に賛成する旨のOによる本件持株会の議決権行使は無効であるとして本件決議の取消し（③）を認め（もっとも不存在であるとはいえないとして②の請求を棄却）、他方で、本件会社提案のうちXらに対する賛成票は過半数に達していないから可決したとはいえないとしてXらの地位確認請求（①）を棄却した。そこで、XおよびY_1社・Y_2の双方が控訴した。

判決の要旨

一部却下、一部請求棄却（上告受理申立て）[3]。

1　持株会会員の指示に反してなされた議決権行使の効力

「……本件持株会の会員は本件持株会に対し連絡をしないことで本件会社提案に賛成する旨の意思又は賛成の議決権行使に反対しない意思を黙示に表示したというべきであ〔り〕、……会員全員から本件会社提案に賛成するとの特別の指示があった」。かかる特別の指示から「合理的に導きだせる内容は、本件修正動議に反対すること」であるから、Oによる本件持株会の議決権行使は、その「権限を逸脱、又は濫用したもの」であり、議長であるY_2とY_1社は、そのことについて悪意であった。したがって、「Oによる本件修正動議に賛成する旨の本件持株会の議決権行使は無効」である。なお、Y_1社は、「株主による議決権行使の有効性の判断に関しては、集団的法律関係の画一的処理の要請があるため、民法93条ただし書あるいは無権代理の法理を適用すべきではないと主張する」が、「議決権の行使は、議案に対する株主の意見の表明であるから、……意思表示に準じて考えるべきであって、……意思表示や代理等の民法の原則の適用を一般的に排除する理由はない」。

2　総会会場に入場した法人株主の従業員の法的地位と書面投票の取扱い

Rは、「本件総会会場に入場したが、P社から議決権行使の権限を授与されておらず、本件会社提案及び本件修正動議についての投票の際、……Y_1社においてもP社が議決権行使書と異なる内容で議決権を行使する意思を有していないことは明らかであったといえる。このような状況においては、……会社において確認している株主の意思に従って議決権の行使を認めるべきであるから、投票による本件会社提案及び本件修正動議について欠席として扱い、事前に送付されていた議決権行使書に示されたP社の意思に従って、本件会社提案に賛成、本件修正動議に反対として扱うのが相当である」。そうすると、本件会社提案のうち、Xらに対する賛成票は、「本件持株会の議決権及びP社の議決権を賛成とすると、……〔出席株主の議決権の〕過半数……にいずれも達することになる」。

3　総会決議の成立の時点

「株主総会の決議は、……その議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数に達したことが明白になった時に成立するものと解すべきであって、必ずしも、挙手・起立・投票などの採決の手続をとることを要するものではない（最高裁判所昭和42年7月25日第3小法廷判決〔以下「昭和42年最判」という〕……）。したがって、投票という表決手続を採った場合も含めて、議長の宣言は決議の成立要件ではなく、決議は、会社が株主の投票を集計し、決議結果を認識し得る状態となった時点で成立すると解すべきである」。そして、本件会社提案のうち、Xらを取締役に選任する旨の決議は、「決議の成立要件を満たすことからすれば……、同議案を可決する決議が成立したと認められる」。

判例の解説

一　本判決の意義

本判決[4]には、主として次の3点の意義がある。第1に、本判決は、持株会の理事長による持株会会員の指示に反してなされた議決権の行使は無効であり、一般論として、民法93条ただし書きや無権代理の規定の適用が排除されない旨の判断をした点で意義を有する[5]。第2に、総会会場に入場した法人株主の従業員は、職務代行者としてではなく傍聴者として入場したこと、ならびに、法人株主の事前の書面投票につき、当該従業員の参加によって、書面投票が撤回されたとみるのではなく、むしろ書面投票により示された法人株主の意思に従い、会社提案に賛成、修正動議に反対として取り扱うことが相当であることを判示した初めての公刊物登載の裁判例である点で意義を有する。第3に、本判決は、昭和42年最判を引用した上で、議長の宣言は決議の成立要件ではなく、決議は、会社が決議結果を認識しうる状態となった時点で成立すると解するとした点で意義を有する。

二　持株会会員の指示に反してなされた議決権行使の効力

持株会の理事長（O）による持株会会員の指示に反してなされた議決権行使の効力については、裁判所は、議決権の代理行使の勧誘（金商 194 条）との関係でなされている議論を援用している[6]。学説では、このような場合には、会社において代理権があると信じたことについて正当な理由（民 110 条）がない限り、その議決権行使は無権代理であるとして無効と解するのが多数説[7]であるとみられる。他方で、かかる場合には、委任関係上の内部的な義務違反にすぎず議決権行使自体は有効であるとする有力説[8]もある。本判決（およびこれが引用する原判決）は、Oによる議決権行使は、その権限を逸脱または濫用したものであり、会社（Y_1社）および議長（Y_2）は当該議決権の行使が会員の指示に反したものであったことにつき悪意であったと認定し[9]、意思表示や代理等の民法の原則の適用が一般的にありうることも指摘し[10]、当該議決権の行使を無効としている。これは上記の多数説に沿ったものといえる。

三　総会会場に入場した法人株主の従業員の法的地位と書面投票の取扱い

総会会場に入場した法人株主（P社）の従業員（R）につき、原判決は、Rは職務代行者であり、職務代行者が総会に出席した以上、事前の書面投票は撤回されたものであるとした[11]。これに対し、本判決は、Rは議決権行使についてなんらの権限も与えられておらず、単に傍聴者として総会に入場したにすぎないから、書面投票は撤回されたものとはいえないとしている。本件では、Rの言動をみると、書面投票の記載の方がより正確に株主の意思を反映していると解されるから[12]、このような判断は妥当であると思われる。

次に、本件では、書面投票を実施している株主総会において、総会当日に議場で会社提案に対してこれとは両立しない修正動議がなされた場合に、すでになされた投票はどのように扱われるかが問題となる[13]。学説は、①書面投票した株主の意思を推測すると、会社提案に賛成した株主は修正動議には反対をしていると考えられるので、修正動議には反対として扱う見解[14]が多数のようである。もっとも、②書面投票をした株主は、修正動議については賛否の意思表示をしていないから、すべて棄権として扱う見解[15]も有力である。原判決は、前述のように、書面投票は撤回されたものと解した上で、P社とQ社の議決権については棄権として扱った[16]。したがって、原判決は上記②の立場に沿うものといえる。これに対し、本判決は、書面投票は撤回されていないとし、本件では、書面投票に示されたP社の意思に従って、本件会社提案に賛成、本件修正動議に反対として扱うのが相当であるとした[17]。したがって、本判決は上記①の立場に沿うものであるといえる。株主（P社）の意思を合理的に解すると、かかる判断は妥当であると思われる。

四　総会決議の成立の時点

本件では、総会決議の成立時点も争われている。Xらは、総会の決議は、適法に採決が行われ、会社において客観的に採決結果を認識しうる状態となった時点をもって採決結果のとおり決議が成立すると主張している。それゆえ、議長による宣言は決議の成立要件ではないとしている。これに対し、Y_1社およびY_2は、交代した議長であるSが本件修正動議の可決を宣言した時点をもって決議の成立時点であると主張している。原判決はこの点について判断していないが、本判決は、決議はその議案に対する賛成の議決権数が決議に必要な数に達したことが明白になった時に成立するものと解すべきである旨を述べる昭和 42 年最判を引用した上で[18]、議長の宣言は決議の成立要件ではなく、決議は、会社が株主の投票を集計し、決議結果を認識しうる状態となった時点で成立すると述べて、Xらの主張を容れている。そのような判断は新しいものと思われる[19]。このように、会社が決議結果を認識しうる状態となった時点で決議は成立するという本判決の論理によれば、本件決議は成立しているといえよう。ただ、昭和 42 年最判は決議結果の認識が「各株主」にあることを述べているが、本判決ではかかる認識の主体が「会社」にあることを示しており、この点が異なっていることに注意すべきであろう[20]。

ところで、本判決のここまでの判示では、本件会社提案（Xらの取締役選任議案）は可決され、本件修正動議（Fらの取締役選任議案）は否決されたことになる。しかし、本判決は、翌年度の定時総

会（令和元年６月25日）の終結によって、Ｘらの取締役の任期（１年間）は満了したとして、Ｘらの取締役の地位の確認請求（前記①）を棄却している[21)]。またＦらは、同年５月８日に、Y_1社の取締役を辞任したため、本判決はＦらを取締役に選任する旨の本件決議（本件修正動議を可決する決議）の不存在の確認（前記②）および同決議の取消し（前記③）を求める訴えは、いずれも訴えの利益が失われたから不適法であるとして却下している。これらの点には留意が必要である。

●──注

1）したがって、Y_2、ＤおよびＥは、本件会社提案および本件修正動議のいずれにおいても取締役の候補者とされていた。

2）原判決の評釈には、松尾健一・商事2197号18頁、弥永真生・ジュリ1532号２頁、澤山裕文・新・判例解説Watch（法セ増刊）25号141頁等がある。

3）判旨の要約については、伊藤・後掲注４）125頁を参考にした。なお、以下では、原判決を引用する部分も含む。

4）本判決の評釈には、弥永真生・ビジネス法務20巻２号62頁、鳥山恭一・法セ781号121頁、伊藤雄司・法教474号125頁、弥永真生・ジュリ1543号２頁、山下徹哉・ジュリ1544号96頁等がある。

5）なお、前半の判示は、本判決が原判決を引用したものであり、本判決で新たに判示されたのは後半部分である。もっとも、後半部分の判示は、たとえば京都地判平20・5・28金判1345号53頁がすでに類似の判断枠組みを提示している（民93条ただし書きの類推をいう。なお控訴審は、原判決を取消し・請求棄却）。

6）澤山・前掲注２）143頁。ただし、伊藤・前掲注４）125頁。なお、本件持株会の法的性質は民法上の組合であり、その有する株式は組合員たる会員の共有に属することから、共有持分もしくは共有株式に係る議決権行使に関する２つの最高裁判決（最判昭52・4・14および最判平27・2・19）と原判決との関係につき論じるものとして、松尾・前掲注２）22～23頁参照。

7）山本爲三郎「委任状勧誘をめぐる法的諸問題」ジュリ増刊『会社法の争点』（有斐閣、2009年）105頁、大隅健一郎ほか『新会社法概説〔第２版〕』（有斐閣、2010年）160～161頁、田中亘「株主総会における議決権行使・委任状勧誘」ジュリ増刊『会社法施行５年　理論と実務の現状と課題』（有斐閣、2011年）9～11頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール７』（商事法務、2013年）193～194頁［山田泰弘］等。

8）荒谷裕子「委任状による議決権行使と書面による議決権行使」前掲注７）会社法の争点107頁等。

9）原判決では、議長であるY_2の悪意をもとに、Y_1社の悪意を認定しており（松尾・前掲注２）23頁）、かかる認定が本判決においても維持されている。

10）もっとも、本判決（およびこれが引用する原判決）が民法93条ただし書きもしくは無権代理の規定のいずれを適用したかは明示していない。

11）書面投票の後に、株主またはその代理人が総会に出席した場合には、書面投票や議決権行使の代理権授与は撤回されたと解されることに異論はない（荒谷・前掲注８）106頁）。原判決は、Ｒを職務代行者（代理人）であると認定したので、書面投票は撤回されたものと判断したのであろう（なお、弥永・前掲注４）ビジネス法務66頁）。

12）同旨、松尾・前掲注２）23頁。もっとも、Ｒの立場を融通無碍に選択できることで良いのかとの疑問（伊藤・前掲注４）125頁）もありうる。しかし、本判決は、Ｒを証人尋問するなどして、Ｒには議決権行使の権限が与えられていなかったことを認定しているから、ＲをＰ社の代理人であるとして本件総会に出席していたとみることはできないであろう（山下・前掲注４）97頁）。

13）この点について詳しくは、前田重行『株主総会制度の研究』（有斐閣、1997年）139頁以下参照。

14）稲葉威雄『改正会社法』（金融財政事情研究会、1982年）168頁、竹内昭夫『改正会社法解説〔新版〕』（有斐閣、1983年）123頁、上柳克郎ほか編『新版注釈会社法６』（有斐閣、1987年）64頁［神崎克郎］、田中亘「委任状勧誘戦に関する法律問題」金判1300号５頁、7～8頁、東京弁護士会会社法部編『新・株主総会ガイドライン〔第２版〕』（商事法務、2015年）255頁等。

15）大隅健一郎＝今井宏『会社法論・中巻〔第３版〕』（有斐閣、1992年）75頁、76頁、前田・前掲注13）94頁、141頁、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法４』（中央経済社、2008年）150頁［浜田道代］、荒谷・前掲注８）107頁、山田・前掲注７）198頁等。このほか③書面投票をした株主はすべて欠席として扱う見解もある。

16）それゆえ、原判決では、前述のように、Ｘらに対する賛成票は、過半数に達せず否決されたものとされた。

17）それゆえ、本判決では、Ｘらに対する賛成票は、過半数に達していたとされた。

18）もっとも昭和42年最判は、小規模な同族会社の総会において、討議の最終段階で、各株主の意見がおのずから出席者すべてに明瞭になり、決議に必要な多数の賛成があることが明白になった事案であり、本件で当該判決を引用するのは、若干の無理があるようにも思われる。

19）同旨、伊藤・前掲注４）125頁。

20）本件では「決議結果を認識し得る状態となった」ことは認定されていないとの批判（弥永・前掲注４）ビジネス法務67頁）も存在するが、「株主」ではなく、（総会再開前の）「会社」は、決議結果を認識しうる状態にはなっていたものと考えられる（原判決第２　１（6）オおよび第３　２（1）エ参照）。

21）詳しくは、鳥山・前掲注４）121頁参照。

関西学院大学教授　**笹川敏彦**